

埼玉葛齋場組合齋場施設

利用者の皆様へ

埼玉葛齋場組合では、埼玉葛齋場組合齋場の設置及び管理に関する条例の改正を行うとともに条例の施行規則を制定いたしました。

施設の利用にあたっては、条例及び施行規則の内容を十分に確認しご利用していただきますようお願い申し上げます。

なお、利用申込等の手続きについては、これまでと変わりはありません。ご不明な点については、お問い合わせ願います。

<条例の改正のポイント>

○使用の制限に関する規定を追加（条例第6条関係）

次のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可はできません。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他施設等の管理上支障があると認められるとき。

○使用許可の取り消しに関する規定を追加（条例第8条関係）

次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消します。また、使用の停止、使用の許可の取消しによって損失を受けることがあっても、組合は、その補償の責めを負いません。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項（条例第6条関係）の事項に該当するに至ったとき。
- (4) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他施設等の管理上支障があるとき。

○原状回復の義務に関する規定の追加（条例第9条関係）

施設等の使用者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければなりません。また、使用の停止又は使用許可の取消しを受けたときも同様です。

○損害賠償の義務に関する規定の追加（条例第11条関係）

使用者が故意又は過失により、施設等を損傷し又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。

<条例の施行期日>

- 令和4年4月1日

問い合わせ 埼玉葛齋場組合 048(752)1531